

令和5年度事業計画

宅地擁壁の設計及び施工に関する調査研究及び技術開発等を行い、その成果の普及を図ることにより、安全で良質な宅地の供給に貢献し、もって国民の生命と財産の保護に寄与するため、令和5年度においては、次の事業を実施する。

1. 宅地擁壁等の設計及び施工に関する調査研究及び技術開発

- (1) 宅地関連の行政・関連団体の動向に着目し、各種情報を収集し、会員への情報公開を図る。
- (2) 「国土交通大臣認定擁壁図集」データの新規・更新フォローを行い、状況に応じ電子版等の最新版の発刊を行う。
- (3) 「国土交通大臣認定擁壁図集」を補完する目的で、構造、設計、施工に踏み込んだ技術解説書として「国土交通大臣認定擁壁ハンドブック」の発刊・フォローを行う。

上記の事項を実施するために、技術委員会のもとに小委員会を設置して業務を進める。

2. 宅地擁壁等の品質保証及び生産技術の評価並びに指導

- (1) 宅地擁壁の品質保証、生産技術に関する検討
- (2) 工場認証に係わる審査事項・品質管理要領の改訂・変更についての検討
調査業務上の問題点・課題に関する小委員会(WG)を編成し以下の項目について検討、提案する。
 - ① 調査全般検討WG
 - a) 指摘が多い工場に対するフォローアップを行う仕組み等の検討
 - b) 模範的受検工場チェックリストの水平展開の実施、権利者指導方法等の権利者間での情報共有化の推進
 - c) 受検工場説明会(認証工場向け説明会)、調査員連絡調整会議のweb開催方法・内容の改訂検討。権利者による既認証工場指導への改訂内容の反映
 - d) 調査体制に関する検討(調査委員・補助員の選任、養成など)
 - e) 調査方式に関する検討(書類審査、リモート審査、システム化など)
 - ② 調査書類・実地調査検討WG
 - a) 即脱ブロック擁壁調査票の見直し。(調査時に判定結果が確認できる帳票へ)
 - b) 品質管理要領書と各種規準類の最新版との整合に関する見解のとりまとめ
 - c) 現認調査の事前写真撮影に関する補足説明資料の作成
 - d) 既認証工場に対する権利者による指導方法の検討
- (3) 工場評定委員会への協力
- (4) 2023年度認証工場向け説明会(受検工場説明会)の開催

上記の事項を実施するために、評価委員会のもとに品質企画委員会を設置して業務を進める。

3. 宅地造成等規制法施行規則に基づく工場認証証明に係る事業

- (1) 工場評定委員会の運営
- (2) 工場認証実地調査の計画と実施
- (3) 追加認定擁壁の認証書の書換え調査の実施
- (4) 追加認定擁壁の認定前の工場認証調査の実施
- (5) 調査委員等による連絡調整会議の開催

4. 危機管理に係る事業

- (1) 危機管理委員会の管理体制の整備
 - ① 事業継続計画の周知徹底を図るため九州地区協会との実務研修の実施 ← (中長期計画)
- (2) 地区災害時対策委員会
 - ① 被災宅地危険度判定士養成講習会講師派遣業務
 - a) 被災宅地危険度判定士養成講習会に講師を派遣、並びに会員会社社員に受講・登録を推進
 - b) 被災宅地危険度判定士養成講習会に関する講師用資料の検討
 - ② 被災宅地危険度判定活動
 - a) 災害時の要請に応じ被災宅地危険度判定士の派遣
 - b) 被災宅地危険度判定実務研修の都道府県への開催協力
 - c) 被災宅地危険度判定実務研修の各地区協会への実施 ← (中長期計画)
 - ③ 被災宅地相談窓口業務
 - a) 災害時の要請に応じ被災宅地相談窓口を開設
 - b) 地区ごとに登録名簿の作成と統括
 - c) 被災宅地相談窓口業務の各地区協会への実務研修の実施 ← (中長期計画)
 - ④ 都道府県の災害対策本部における支援業務
 - a) 災害時の要請に応じ都道府県の災害対策本部における支援活動
 - ⑤ その他
 - a) 宅地及び宅地擁壁の災害等に関する調査・研究
 - b) 本部研修、地区協会研修会を必要に応じて開催
 - c) オンデマンド教材の活用

上記の事項を実施するために危機管理委員会が中心になって業務を進める。

5. 宅地擁壁等の設計及び施工に関する情報・資料の収集・調査・提供等及び図書の刊行等の事業

- (1) 各地区の出荷実績並びにその他の情報の収集・調査並びに分析・発信業務
- (2) 各地区協会の運営に際し、情報の共有と水平展開
- (3) 対外的な広報活動としての「ようへき」の発行
- (4) 宅地擁壁の設計及び施工等に関する技術講習会等の開催
- (5) ホームページの運用・維持管理及び改訂
- (6) 協会及び大臣認定擁壁等に関する広報宣伝活動の実施
- (7) 国土交通省大臣認定擁壁ハンドブックの発刊

上記の事項を実施するために総務委員会が中心になって業務を進める。

